

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年7月22日（月） 午前8時53分から午前9時17分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（14人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 1人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について 日程第 5 決定第 4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について 日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条関係取消願 6. 農業委員会事務局職員 （ 5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植 松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時53分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年7月定例農業委員会を始めさせて いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長 さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。 会長 《会長あいさつ》

会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１４名）で、定足数に達しておりますので、只今より７月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 １２ 番 青木 昌司 委員 議席番号 １３ 番 田中 光義 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table><tr><td>議案第１０号</td><td>農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>５件</td></tr><tr><td>議案第１１号</td><td>農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>４件</td></tr><tr><td>議案第１２号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・</td><td>２件</td></tr><tr><td>決定第４号</td><td>旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td><td>２３件</td></tr><tr><td>専決報告</td><td>1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・</td><td>２０件</td></tr><tr><td></td><td>2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・</td><td>１件</td></tr><tr><td></td><td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>２件</td></tr><tr><td>報告</td><td>1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・</td><td>１２件</td></tr><tr><td></td><td>2. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・</td><td>１件</td></tr></table>	議案第１０号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	５件	議案第１１号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	４件	議案第１２号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・	２件	決定第４号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	２３件	専決報告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・	２０件		2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・	１件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	２件	報告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・	１２件		2. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・	１件
議案第１０号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	５件																										
議案第１１号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	４件																										
議案第１２号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・	２件																										
決定第４号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	２３件																										
専決報告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・	２０件																										
	2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・	１件																										
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	２件																										
報告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・	１２件																										
	2. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・	１件																										
会長	それでは、議案第１０号 農地法第３条の規定による許可申請５件について審議をお願いします。なお、議案番号２番については、総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号２番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》																											
会長	事務局より説明をお願いします。																											
事務局	《事務局説明》（２番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）																											
会長	只今、事務局より議案番号 ２ 番 について説明させていただきました、何かご																											

	質問・ご意見ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請 2番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	それでは、議案番号1番、3番から5番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番、3番から5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)
会長	只今、事務局より議案番号 1番、3番から5番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請1番、3番から5番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地の北西側(稲葉町村南27番1、27番3、28番1、28番3、29番1、30番1 合計面積1,925㎡)にて建設業を営んでおります。かねてより駐車場や資材置場のスペースが不足しており、これまで建設資材を事務所敷地内にて保管しておりましたが、十分なスペースがなく、業務拡大もしてい

きたいことから土地を探しておりました。資材をある程度揃えておくことで、さまざまな種類の業務に対応することができるため、当社の事業発展において大変重要なものです。地主様から申請地（61 番 1, 61 番 2）を譲っていただけることになりましたが、農地法の規制もあることから一度のすべての土地を取得することは断念しました。申請地は既存事業の隣となるため、管理も十分可能で、スペースに余裕ができることにより業務の効率化も図られます。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、結婚して現在は賃貸住宅で暮らしております。長男が生まれたこともあり、生活用品が増え、非常に手狭に感じております。新居を構えようと考えましたが、私たち夫婦は土地を所有しておらず、両親に相談したところ、亡き父方の祖父が所有する申請地に建築してはどうかという話になりました。申請地は父が相続をしており、出生時から長年過ごしてきたこの地域に非常に愛着があり、今後も申請地で生活をしていきたいと思っております。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

（3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、結婚して現在は父親所有の実家で暮らしております。夫と同居する家を探していたところ、祖父が所有する申請地に建築してはどうかという話になりました。申請地は本家と大規模集落を形成する地域にあり、祖父は昭和 43 年から現在まで居住しております。申請地は本家の隣地の為、本家の管理が必要となった際、容易に管理ができることとなります。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

（4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、1982 年に創業し、自動車をはじめとする各種産業に向けて切削油や洗浄剤などケミカル製品を供給するメーカーとして現在に至っております。多様化・高度化する様々なお客様ニーズに対して研究開発を惜みず、ベストマッチなオーダーメイド製品の開発・製造・販売をして、実績を上げております。現在、本社社屋と研究開発棟、第 1・第 2 工場と 4 か所の貯蔵所を完備していますが、近隣に住宅も多いので、近隣住民に迷惑をかけないよう敷地内に大型車両の待機スペースを確保し、積み込みや運搬、車両の転回・切り返しを自社敷地内で安全に行えるよう用地を確保しています。しかし、敷地の一部に従業員用駐車場 18 台分を確保してあるため、年々仕事量や出入りする業務用車両も増加し、安全面と効率面で支障が出てきています。安全面と作業効率の安定確保のため、業務作業と従業員用駐車場を明確に区別する必要があるため、新たな駐車場用地の確保が必要となりました。今般の申請にて申請地を借り受け、露天駐車場を設置する計画です。

以上、4 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許

	可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 11 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	申請番号 1 番について、資材置場を設置するためとありますが、周知条例については対象でしょうか。
事務局	対象です。
会長	申請番号 3 番について、登記簿地目池沼に対し、分家住宅の見込みはあるのでしょうか。
事務局	現況畑であり、建築の見込みがあるとの確認済で申請をもらっております。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 2 件についての説明をお願いします。 《事務局説明》(1 番から 2 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明) 以上、2 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 12 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、決定第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号1番から23番、全体筆数は193筆、面積は213,310㎡です。 1番から22番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、20名の方々が借り受けております。その他23番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。
会長	内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。 愛知県知事同意は令和6年7月4日、愛知県農業振興基金同意は令和6年7月4日、公告年月日は令和6年7月31日、契約開始年月日は令和6年8月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
会長	続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から20番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、20件の届出を受理しました。

	(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理しました。
会長	(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上、2件の届出を受理しました。
会長	只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
事務局	続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、12件の合意解約を受付いたしました。
会長	(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、1件の取消願を受理いたしました。
会長	只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前9時17分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月22日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号12番委員 青 木 昌 司

議事録署名者
議席番号13番委員 田 中 光 義